**令和６年１２月２６日**

**特定任期付職員への勤勉手当の導入について（提案）**

**１　提案理由**

　　令和６年10月の人事委員会勧告を踏まえ、以下のとおり、特定任期付職員に対する勤勉手当を導入する。

**２　提案内容**

特定任付職員に対する勤勉手当の総額は、全ての特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年大阪府条例第86号）（以下、「任期付職員条例」という。）で定める勤勉手当の支給月数（以下、「任期付職員条例上の支給月数」という。））を乗じて得た額の合計額の範囲内で支給するものとする。

**（１）勤勉手当の成績率の取扱い**

任期付職員条例第７条に定める給料表のうち１～３号給の者に係る勤勉手当の成績率は、前年度の人事評価結果に基づき、次の①～④のとおりとする。※１期あたりの成績率

　①特区分、一区分及び二区分の職員の成績率（以下、「上位」という。）

　　・全ての特定任期付職員の勤勉手当基礎額に10.0/100を乗じて得た額並びに四区分及び五区分である特定任期付職員の勤勉手当基礎額に次の②に定める成績率と③に定める成績率の差を乗じて得た額の合計額をもとに配分可能な成績率を設定する。

②三区分の職員の成績率（以下、「標準」という。）

・任期付職員条例上の支給月数から、10.0/100を減じた成績率とする。

③四区分及び五区分の職員の成績率（以下、「下位」という。）

・標準から、以下を減じたものを成績率とする。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和39年大阪府条例第45号）（以下、

「期末勤勉手当条例」という。）の適用を受ける常勤職員のうち、前年度の人事評価

が「三区分」の者の成績率と、「四区分」かつ二次評価が「Ｂ」の者の成績率の差

④人事評価結果がない職員の成績率

・任期付職員条例上の支給月数とする。

《参考》勤勉手当の成績率

〔R6.12.26時点〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | （前年度の人事評価結果） | 成績率 |
| 上位 | （特区分、一区分及び二区分） | Ｘ＋77.5/100 |
| 標準 | （三区分） | 77.5/100 |
| 下位 | （四区分及び五区分） | 70.0/100 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | （前年度の人事評価結果） | 成績率 |
| 評価なし | － | 87.5/100 |

**（２）勤勉手当基礎額、期間率等**

その他、勤勉手当基礎額、期間率等については、期末勤勉手当条例の適用を受ける

　常勤職員に準じる。

**（３）懲戒処分等を受けた職員の取扱い**

別紙、細部事項のとおり。

**３　実施時期**

　　令和７年４月１日（令和７年６月期から適用）

　 ※令和７年度は、人事評価結果がないものとして取り扱い、令和８年度から人事評価結果の反映を実施する。

**４　協議期限**

　　令和７年１月２９日

**別紙**

**特定任期付職員への勤勉手当導入に係る細部事項**

【**懲戒処分等を受けた職員の取扱い】**

①停職

・１月未満　　　　 20.5/100

・１月から２月未満 10.5/100

・２月から３月以下 0.5/100

・３月超 　　　　　 支給しない

②減給

　・監督責任　 40.0/100

　・本人責任 30.5/100

③戒告

・監督責任　 50.0/100

　・本人責任 40.5/100

④訓戒又は戒告

・監督責任　 上位　　　「標準」の成績率

標準　　　「標準」と「下位」の中間の成績率

下位　　　「下位」の成績率

・本人責任　　　　上位　　　「標準」の成績率

標準　　　「下位」の成績率

下位　　　「下位」の成績率

《参考》懲戒処分等を受けた職員の成績率

〔R6.12.26時点〕

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 上位の成績率 | 標準の成績率 | 下位の成績率 |
| 停職 | ３月超え | 支給しない |
| ２～３月以下 | 0.5/100 |
| １～２月未満 | 10.5/100 |
| １月未満 | 20.5/100 |
| 減給 | 監督責任 | 40.0/100 |
| 本人責任 | 30.5/100 |
| 戒告 | 監督責任 | 50.0/100 |
| 本人責任 | 40.5/100 |
| 訓戒・訓告 | 監督責任 | 77.5/100 | 73.75/100 | 70.0/100 |
| 本人責任 | 77.5/100 | 70.0/100 | 70.0/100 |